

# 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正(骨子案)に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和7年9月29日(月)～10月20日(月)

2 意見募集の結果 12名・団体 31案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

○地球温暖化対策条例

| No. | 分類   | 御意見の要旨  | 京都府の考え方  |
|-----|------|---|--|
| 1   | 削減目標 | 2050年の削減目標温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするためには新たな削減目標の達成が欠かせないため、妥当な目標設定と考える。                                     | ご賛同いただきありがとうございます。   |
| 2   | 削減目標 | 新たな温室効果ガス削減目標の設定について、IPCC第6次評価報告書を踏まえて、温室効果ガス排出量の削減目標を2019年比で2035年60%以上、2040年73%以上に改めるべきである。        | <p>京都府案は、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、直線経路での削減目標を設定しているところですが、本案に対し、「妥当」、「低い」、「高い」という趣旨の様々なご意見をいただいたところです。</p> <p>こうした様々なご意見がある中、一層の排出削減と経済成長の同時実現を目指すとともに、府民や事業者をはじめ、オール京都で取り組む共通目標としての2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた目標を示すことが必要であることから、原案のとおりとします。</p> <p>引き続き、徹底的な省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を促進することで、目標達成に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>なお、国においても直線経路による同様の目標設定がなされていますが、IPCC第6次報告書における削減経路については科学的な不確実性に基づいた幅をもって必要な削減率が示されており、当該目標はこの幅の中に含まれており、1.5℃目標と整合的なものと説明されています。</p> |
| 3   | 削減目標 |   |  |
| 4   | 削減目標 | 新たな温室効果ガス削減目標の設定について、IPCC第6次評価報告書が示す「2019年比で2035年に60%削減」に沿った目標である、2035年度約69%以上、2040年度約79%以上にすべきである。 |  |
| 5   | 削減目標 | 新たな温室効果ガス削減目標の設定について、単年度ではあるが、すでに世界の平均気温が1.5℃目標を上回っている現状を考えると、積極的な目標とは言えず、再度検討の必要があると考える。           |  |
| 6   | 削減目標 | 新たな温室効果ガス削減目標の設定について、これまでの排出量削減実績や今後の削減余地の減少を踏まえると、それらを無視した高いハードルであるといわざるを得ない。                      |  |
| 7   | 削減目標 | 新たな温室効果ガス削減目標の設定については国と同様ではなく、京都府のこれまでの取り組みや、部門ごとの排出量、産業構造等も加味して、独自の温室効果ガス削減目標を考えるべきではないか。          |  |
| 8   | 削減目標 | 新たな温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、国の目標設定に倣うだけでなく、京都府で自発的に設定して、それを全国展開する気概を示さなければならない。                          |  |

|    |              |   |  |
|----|--------------|---|--|
| 9  | 削減目標         | <p>新たな温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、これまでの排出量実績と新たな目標設定について分かりやすい説明をしなければならない。</p>   | <p>新たな温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、京都府環境審議会に諮問のうえ、議論いただいております。これまでの排出量実績と新たな目標設定を含めその審議内容は京都府ホームページに掲載しておりますが、わかりやすくお示しできるよう引き続き努めてまいります。</p>   |
| 10 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けたさまざまな対策に取り組む意義や必要について府民からの異論はないはずである。<br/>そのための政策をより実り多いものにしていくために、行政だけではなく官民の連携による仕組みづくりや、補助金や税制面でのインセンティブ等による府民への動機付けなども、今後具体的な施策を検討されることを期待する。</p>                            | <p>行政だけでなく、府民、事業者、NPO等、あらゆる主体と連携・協力し、取組を推進してまいります。また、府民が環境問題を自分事として捉えていただくとともに、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促す取組については、今年度改定の「京都府地球温暖化対策推進計画」において記載しております。</p>   |
| 11 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策について、エネルギー使用量把握には反対であり、より効果的な「再エネ設備導入」「省エネ住宅の推進」「EV等エコカーの普及と充電設備の普及」「省エネ家電（特に冷蔵庫とエアコン）の普及」施策の強化を求める。</p>   |  |
| 12 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けては、住宅を含む建物への太陽光発電の設置義務強化やソーラーカーポート設置における建蔽率の規制緩和、住宅の太陽光発電を連携して設置し一体として発電所として運営する仕組みの構築、企業がソーラーシェアリングでの電源開発を共同で行う仕組みの構築など努力義務や情報提供だけでなく、啓発にとどまらない仕組みづくりや規制、補助制度を推進することが重要と考える。</p> | <p>2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けては、排出削減と同時にウェルビーイングの向上に繋がる「府民の質の高い暮らし」の実現を目指し、脱炭素型ライフスタイルへの転換のための府による「家庭向け総合支援」を新たな強化策として、今年度改定の「京都府地球温暖化対策推進計画」において記載しております。<br/>「家庭向け総合支援」においては、省エネや再エネについて補助制度等により脱炭素行動を支援するとともに、脱炭素行動による経済的メリットや快適性等についても情報発信するなど、総合的に提案・支援を行うことで取組を強化していく予定としています。</p> |
| 13 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けては、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促進をはじめとして、温室効果ガス削減に向けた具体的な方策を示していただきたい。</p>  | <p>こうした府による「家庭向け総合支援」をより効果的な取組とするためには、エネルギー使用量の把握等をきっかけに多くの府民の皆様に脱炭素に関心を持っていただき、脱炭素意識の向上や行動変容を促し、府民運動的な取組とすることが重要です。また、このような府民運動の取組が大きくなるとなることで、社会の変革・機運醸成につながるものと考えます。本条例では、把握に資する府の支援についても新たに規定することとしています。</p>   |
| 14 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策について、エネルギー使用量を把握すること自体は良いことであると思われるが、把握を努力義務化した後、具体的に、何につなげ、府がどの様な施策に反映するのが不明。</p>   | <p>具体的な取組については、前述の「京都府地球温暖化対策推進計画」や「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）」において記載しております。</p>   |
| 15 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>エネルギー使用量把握について、実効性を伴わないキャンペーン的な府民運動およびエネルギー使用量把握の努力義務新設については見直しを求める。<br/>行動変容として目指すべきはコツコツ型の行動変容ではなく、プッシュ型のアプローチではないか。</p>   |  |
| 16 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>個人の行動変容に依存するだけでは、新たな温室効果ガス削減目標の設定に定められた数値の達成は難しいと思われる。<br/>今すぐ必要な措置について、条例や制度の整備が急務であると思う。</p>   |  |
| 17 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>エネルギー使用量の把握に係る努力義務ではなく、各世帯ごとのエネルギー使用量を報告する制度の導入を行うてはどうか。</p>   | <p>エネルギー使用量の把握等をきっかけに脱炭素に関する意識向上や行動変容に繋げていただきたいと考えており、今回新たに努力義務を定めるものです。<br/>いただいたご意見は今後の当該努力義務の施策効果等を踏まえた上で施策検討の参考とさせていただきます。</p>   |

|    |              |   |   |
|----|--------------|---|---|
| 18 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策について、「気候変動問題の重要性や脱炭素行動による経済的メリット、快適性等を発信し、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促す必要があります。」とあるように、経済的メリットや快適性の発信はとても重要。合わせて健康リスクの軽減についても言及する必要があると考える。</p>   | <p>ご賛同いただきありがとうございます。<br/>脱炭素行動が経済的メリットや快適性だけでなく健康にも繋がるといった視点は脱炭素行動の広がりにも重要だと考えており、具体的な取組については、今年度改定の「京都府地球温暖化対策推進計画」において記載しております。</p>          |
| 19 | 削減目標達成に向けた施策 | <p>今回新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策として、エネルギー使用量の把握に係る努力義務を新たに規定し、把握を契機として、意識向上や行動変容につながる府民運動の推進、府民のエネルギー使用量の把握に資する府による啓発、情報の提供及びその他の施策の推進について規定することは重要。<br/>一方で高齢者の夏場の熱中症による死亡事例も増えており、必要以上にエネルギー使用を控え、健康被害につながることはないこと等も考慮した上で、府民運動の推進、啓発をお願いする。</p> | <p>ご賛同いただきありがとうございます。<br/>ご意見を踏まえ、脱炭素行動が府民の安心安全や暮らしの質の向上につながる視点からの普及啓発を図るとともに、市町村や民間企業、各種団体等と連携した、熱中症予防行動を促す啓発等健康リスクへの対応についても引き続き実施してまいります。</p> |
| 20 | その他          | <p>京都府においても海外のように、脱炭素に向けた取り組みをチェックする役職を置き、府の施策全般について温室効果ガス削減につながるかどうかをチェックして報告書にまとめる仕組みをつくることを提案する。</p>   | <p>いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>   |
| 21 | その他          | <p>温暖化対策の実施には現場に近い市町村等との連携が重要であり、市町村が政策を実施するための基盤強化、環境整備が求められる。<br/>市町村支援の役割を明確に位置づけるとともに、その実施のために中間支援組織としての京都府地球温暖化防止活動推進センターの機能・財源強化が求められる。</p>   | <p>市町村と連携した取組の強化や、中間支援組織の取組強化により幅広い主体への支援や協働取組を推進することは脱炭素化の推進に欠かせないものと考えており、ご意見を踏まえ、具体的な取組については、今年度改定の「京都府地球温暖化対策推進計画」において記載しております。</p>         |

○再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

| No. | 分類                         | 意見要旨  | 京都府の考え方  |
|-----|----------------------------|---|--|
| 1   | 自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画認定制度 | 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の5年延長について、賛同する。  | ご賛同いただきありがとうございます。   |
| 2   | 建築物に係る施策                   | 地域住民が参加する形で設置する市民共同発電所について、設置する施設を見つけることが困難という課題があるため、公的な施設へ設置できるよう検討を求める。  | 再エネの導入促進には、再エネの設置意欲がある方に対して、公的施設を含めた設置可能場所とのマッチングも重要な視点と考えており、具体的な取組は、今年度策定の「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）」において記載しております。  |
| 3   | 建築物に係る施策                   | 避難所へのエアコン設置が進んでいるが、災害時の停電に備え、避難所には少なくとも太陽光発電と蓄電池の設置を進めていただきたい。<br>なお、設置にあたっては、地域住民が参加する形で設置する市民共同発電所として設置することで、地域住民において地球温暖化を自分ごととして捉える意識醸成に繋げるべき。  | なお、本条例において、地域住民と協働して再エネ設備の導入を行う団体への登録・支援制度を設けておりますが、避難所や公共施設への再エネ導入と登録・支援制度との連携については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。   |
| 4   | 建築物に係る施策                   | 東京都のような戸建住宅を含めた太陽光発電設備の設置義務化を求める。<br>また、電力需給全体に貢献し、より効率的かつ経済メリットのある再エネの自家消費（非FIT）について、府が推奨し後押しする姿勢を明確にする必要がある。  | 京都府においては、東京都のような大手の建物供給事業者への延床面積2,000㎡未満の建築物に対する義務付けではなく、全国に先駆けて平成22年から延床面積2,000㎡以上の建築物の新築・増築に対する義務を規定し、令和2年度の条例改正により、現在は延床面積300㎡以上の建築物の新築・増築に対し床面積に応じた導入義務を規定しております。同制度はこれまで府内の再エネ導入・利用に寄与してきたところであり、東京都のような戸建住宅を含む建築物への再エネ導入義務につきましては、パネル価格や景観規制といった社会情勢等を注視しながら、今後検討してまいります。<br>また、ご指摘の点や災害対策の観点から、自家消費の促進は重要と考えており、現在、家庭向けの自家消費を前提とした補助制度を設けております。 |
| 5   | その他                        | 再生可能エネルギーの導入については、自治体や地域ごとに導入計画を立てることが重要。<br>再生可能エネルギーの導入にあたっては、広域で利用する大規模発電所ではなく、100%地産地消する計画を推進するべき。  | 再エネの地産地消は、災害対策や経済の域内循環の観点から重要と考えており、具体的な取組については、今年度策定の「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）」において記載しております。  |
| 6   | その他                        | 再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、個人や事業者における自家消費型の導入を進める必要があるとともに、ソーラーシェアリングや再エネ促進区域の設定により自然共生・地域共生型の再エネ導入を推進する施策を打ち出す必要がある。<br>また、新たな再生可能エネルギー利用目標の設定について、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すために必要な2040年度目標を引き上げるべき。 | 再エネの自家消費や自然共生・地域共生については、再エネの導入・利用促進に繋がる重要な視点と考えており、2040年度の再エネ利用目標に対するご意見と併せて、具体的な内容は、今年度策定の「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）」において記載しております。   |
| 7   | その他                        | 再エネ導入にあたり補助金は大きなインセンティブではあるが、補助金を活用して再エネを導入する人は限られているため、行政と市民が連携した大きな動きが必要。<br>また、NPO法人が運営する障がい者施設等において再エネ導入を検討されている例もあるため、補助金の対象者にはNPO法人も含めてほしい。   | 再エネ導入の促進には、府民、事業者、NPO法人、大学等との連携が不可欠であると考えており、具体的な取組は、今年度策定の「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）」において記載をしております。<br>また、当条例において規定している「自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画認定制度」により認定された計画に基づく導入に対する支援につきましては、NPO法人も対象としておりますのでご検討ください。   |

○共通

| No. | 分類  | 意見要旨  | 京都府の考え方  |
|-----|-----|---|--|
| 1   | その他 | 地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入にあたっては、京都府の産業競争力を勘案して検討いただきたい。                | 地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入にあたっては、排出削減のみならず、地域としての魅力向上や企業の競争力向上、レジリエンス向上の観点も重要であると認識しており、具体的な取組については、今年度改定・策定の「京都府地球温暖化対策推進計画」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期）」において記載しております。 |
| 2   | その他 | 京都府においても、第5次産業革命に対応できるよう、データセンターやメガバッテリー等の誘致をできるような条件整備をしていただきたい。 | いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。   |
| 3   | その他 | 意見募集にあたっては、十分な説明と期間を設けて意見募集を行うように改善を求める。                          | 意見募集する内容に係る京都府環境審議会における審議内容は京都府ホームページに掲載しておりますが、パブリック・コメントの実施にあたっては、わかりやすい内容となるよう引き続き努めてまいります。また期間についても、引き続き十分な期間を確保してまいります。                                       |